

市制 55 周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市制 55 周年の節目の年（令和 7 年）に向けて、「市勢要覧」「ロゴ・キャッチコピー等」「フラッグ広告」「記念映像」を制作し、大府市の魅力を市内外に発信するとともに、市民の機運を高めることを目的とする。

2 業務内容の概要

業務の概要は次のとおりとする。

- （１）業務名 市制 55 周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務
- （２）業務内容 別紙「市制 55 周年記念市勢要覧等制作及び記念映像制作業務仕様書」のとおり
- （３）業務期間

業務		期間
①市勢要覧	市勢要覧 【内容：A 4 判、全頁カラー 36 頁、制作部数 3,500 部】	契約日の翌日～令和 7 年 12 月 25 日
	ロゴ	契約日の翌日～令和 6 年 8 月 22 日
	キャッチコピー	契約日の翌日～令和 6 年 7 月 5 日
	記者会見等用バックパネル	契約日の翌日～令和 6 年 8 月 20 日
	フラッグ広告 【内容：制作枚数 100 枚、JR 大府駅・共和駅に設置】	契約日の翌日～令和 7 年 7 月 31 日
②記念映像	記念映像 【内容：制作本数 3 本】	契約日の翌日～令和 7 年 12 月 25 日

- （４）見積限度額

①市制 55 周年記念市勢要覧等制作委託

令和 6 年度分 2,868,000 円

令和 7 年度分 4,742,000 円

②市制 55 周年記念映像制作委託

令和 6 年度分 8,703,000 円

令和 7 年度分 2,079,000 円

※上記金額は消費税及び地方消費税を含む。

※令和 7 年度分の見積限度額及び仕様書等で示す業務内容については、令和 7 年度当初予算の議決を経て確定するものである。

(5) 選定方式 公募型プロポーザル方式

3 プロポーザル方式等の採用の理由及びその導入効果

市制周年を記念して、現在の大府市の魅力や市の歴史などを発信する市勢要覧、記念事業に一体感を持たせるロゴ、キャッチコピー、まち全体の機運を盛り上げるフラッグ広告、市の魅力を詰め込んだ記念映像の制作においては、企画、デザイン、編集等、専門性及び豊富な業務経験等、高い技術力を必要とするものである。

プロポーザル方式により、発注する業務に適した構成・デザイン、実施体制等の提案を多角的に審査でき、最も適切な技術力、創造力、経験等を有する受託者を選定することができる。

4 参加資格要件等

参加申込者は次に掲げるプロポーザルに参加することができる要件を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出日において、大府市に業者登録している者であること。また、大府市の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続き開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 大府市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係

を有する者でないこと。

- (9) 市勢要覧及び市制周年記念映像の制作業務又は類似業務の受託実績を有するものであること。

5 選定日程

選定スケジュールは表のとおりとする。

日 程	内 容
令和6年 5月8日(水)	プロポーザル実施公告、プロポーザル実施要領等の配付 提出書類に関する質疑書の受付開始
5月17日(金)	提出書類に関する質疑書の受付期限
5月21日(火)	提出書類に関する質疑書に対する回答
5月24日(金)	参加表明書等の提出期限
5月31日(金)	企画提案書等の提出期限
6月11日(火)	プレゼンテーション審査・優先交渉権者の選定
6月14日(金)	指名資格審査委員会
6月18日(火)	審査結果通知
6月19日(水)	委託契約の締結

6 プロポーザル手続き等

- (1) 提出書類に関する質疑書の受付及び回答

提出書類に関する質疑の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、事務局が必要と認めた場合は、質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

提出期限	令和6年5月17日(金) 午後5時まで
提出要領	【様式1】「提出書類に関する質疑書」に質問を記入し、事務局に電子メールで送信すること。送信後に電話で着信確認を行うこと。
メールタイトル	【市勢要覧及び記念映像制作業務 質問】会社名
添付ファイル名	(会社名) 提出書類に関する質疑書
回答の方法	令和6年5月21日(火) 午後5時までに、電子メールで質問者に回答するとともに、大府市公式ウェブサイトに掲載する。なお、質問が無かった場合は、大府市公式ウェブサイトに掲載しない。

- (2) 参加表明書等の提出

参加申込者は、以下の要領に従って参加表明書を提出すること。参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

提出期限	令和6年5月24日（金） 午後4時まで
提出要領	参加申込者が、提出書類欄に明記した参加表明書を事務局へ郵送（書留に限る。期限までに必着のこと。）又は持参により提出する。 持参する場合は、午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」と総称する。）を除く。）とする。 なお、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出部数	1部
提出書類	① 参加表明書【様式2】 ② 参加資格に関する申立書【様式3】 ③ 会社概要書【様式4】 ④ 業務実績書【様式5】 ※ 過去に制作した市勢要覧と映像作品を添付すること。（各2種類まで）
その他	・提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

（3）企画提案書等の提出

参加表明者は、以下に従って本業務に対する提案内容を記載した企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。なお、作成にあたっては、別添「企画提案書等の作成要領」とおりとする。企画提案書等は、1事業者につき1提案とする。

提出期限	令和6年5月31日（金） 午後4時まで
提出要領	参加表明者が、企画提案書等を事務局へ午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出部数	10部（様式はA4縦長・横書きを原則とするが、A3を折り込みA4サイズにすることも可とする。文字は見やすいフォントで作成すること）
提出書類	① 企画提案書表紙【様式6】 ② 業務実施体制調書【様式7】 ③ 業務工程表【任意様式】（打合せ、撮影回数を目安を記入すること） ④ 企画提案書【任意様式】 ⑤ イメージ見本（市勢要覧：8頁以下、キャッチコピー：1案、広告フラッグデザイン：1案、映像：1分以内）【任意様式】 ※実際に製作を担当する者による資料とすること。 ⑥ 見積書【様式8】※社印を押したものの1枚でよい。 ⑦ 公的機関からの証明の写し（地域精通度及び地域貢献度に関する事項に該

	当する場合) ⑧ 電子データ【CD-R】※1枚でよい。
ヒアリング等	プレゼンテーションの詳細については、別途参加表明者に通知する。
結果の通知	令和6年6月18日（火）に参加表明者に書面（【様式9】又は【様式10】審査結果通知）を送付する。また、電子メールによっても通知する。
審査結果に対する説明等	・ 審査の結果、優先交渉権者に選定されなかった者は、審査結果に関して質問がある場合は、事務局に書面を持参し、説明を求めることができる。 ・ 審査結果に対する説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び休日を除く。）に行うものとする。
その他	・ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。 ・ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

（4）プロポーザルの辞退

参加表明者は企画提案書等の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

提出期限	令和6年5月31日（金） 午後4時まで
提出要領	参加表明者が、【様式11】「辞退届」を、事務局へ午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール、FAXによる提出は認めない。
提出書類	辞退の撤回はできない。

7 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、大府市プロポーザル方式等実施要綱（平成19年4月1日施行）第8条に基づきプロポーザル審査委員会（以下、審査委員会）において行う。委員は6人とし、企画広報戦略課長を委員長とする。

（委員）企画広報戦略課長、文化スポーツ交流課文化振興係長、
地域福祉課福祉政策係主査、健康未来政策課健康都市こども政策係長、
こども若者女性課ニュージェネ&女性係主任、
商工業ウェルネスバレー推進課商業観光労働係主事

8 優先交渉権者の選定

審査委員会において、企画提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を評価し、優先交渉権者を決定する。

(1) プレゼンテーション

日時／令和6年6月11日（火）※時間は、後日通知する

場所／大府市役所2階206・207会議室

内容／1社につきプレゼンテーション20分、質疑応答10分。

その他／会場にはプロジェクタ及びスクリーンを準備するが、提案者による持ち込みも可とする。その場合は事前に事務局まで連絡すること。

(2) 審査方法及び審査基準

①審査項目ごとの評価点数の合計点数（加点項目を含む。）で競う「総合評価方式」により行う。

②最高点数提案事業者が複数ある場合は、審査委員会の議決により選定する。

③評価項目及び点数配分は以下のとおりとする。

評価項目	配点
1 企画構成内容評価 ・本業務への内容理解度 ・企画や情報の切り口、アイデアに創意工夫があるか ・大府市の魅力を全国に発信できる内容か	30点
2 編集デザイン内容評価 ・イメージ見本の印象、見やすさ、読みやすさ ・デザイン案の印象 ・イメージ映像の印象、演出効果・技術	30点
3 類似業務の成果品評価 ・他自治体などから受託し、納品した成果品の評価	10点
4 自主提案 ・本業務をより良いものにする企画やアイデアの自主提案	10点
5 業務遂行能力 ・業務工程は市の要望を実現できるものか ・製作従事担当者は適切に配置されているか	15点
6 見積金額	5点
合計	100点

- ④【加点項目】以下の社会貢献度に関する事項に該当する場合には、加点する。

評価項目	配点 (有の場合)
1 健康経営優良法人の認定の有無	1 点
2 女性活躍に関する都道府県等からの 公的機関の認証の有無（あいち女性 輝きカンパニー認証制度の認証等）	1 点
合計	2 点

(3) 審査結果の通知

参加表明者に対して文書及び電子メールで通知する。

9 その他留意事項

- (1) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (2) その他遵守事項については、地方自治法、契約規則、大府市入札者心得書、大府市委託契約約款による。
- (3) 提出資料などの作成経費、旅費などの必要経費は、参加表明者の負担とする。
- (4) 提出書類の取扱い
 - ア 企画提案書等の変更等の禁止
企画提案書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
 - イ 著作権
企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属する。また、参加表明者は、企画提案書等について本市が優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表に使用することを承諾するものとする。本市は、参加表明者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しないものとする。なお、企画提案書等は返却しない。
- (5) 資料の取扱い
本市が提供する資料は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 使用言語及び単位、時刻
「提出書類の作成要領」の各様式に特別に指定するものを除くほか、プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が市より指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合市は一切の損害賠償責任の責を負わない。

10 プロポーザルに関する事務局等

本委託に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事 務 局	
住 所	大府市 企画政策部 企画広報戦略課 広報広聴係 〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地（庁舎3階）
電話／FAX	0562-45-6214 ／ 0562-48-4808
電子メール	koho-obu@ma.medias.ne.jp